

定 款

2025年6月26日

株式会社ブイ・テクノロジー

定 款

(2025年6月26日改定)

第1章 総則

【商号】

第1条 当社は、株式会社ブイ・テクノロジーと称し、英文では V Technology Co., Ltd., と表示する。

【目的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ等のディスプレイ製品、太陽電池、発行ダイオード（LED）、半導体及びプリント基板の製造、測定、検査及び計量に関する装置の開発、設計、製作、販売及び修理
2. 光学用機器、音響機器、通信機器及び測量機器の製造及び販売
3. 農作物の生産及び販売
4. 農作物の生産に関わる装置及び資材の開発、製造並びに販売
5. 前各号に掲げる機器、製品、部品並びに農作物の輸出入
6. 前各号に掲げる機器のリース及び保守管理
7. 前各号に掲げる事業に関するソフトウェアの開発、製作及び販売
8. 前各号に掲げる事業に関するコンサルタント業務
9. 前各号に付帯する一切の事業

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

【公告方法】

第4条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株式

【発行可能株式数】

第5条 当社の発行可能株式総数は、35,180,600株とする。

【単元株式数】

第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

【单元未満株主の権利制限】

第7条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

【自己の株式の取得】

第8条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

【株主名簿管理人】

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

【株式取扱規則】

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

【基準日】

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項及び本定款に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

【招集】

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

【招集権者及び議長】

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

【決議の方法】

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

【議決権の代理行使】

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

【取締役会の設置】

第17条 当社は、取締役会を置く。

【取締役の員数】

第18条 当社の取締役は7名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

【取締役の選任】

第19条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを

区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

【取締役の任期】

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

【代表取締役】

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

【役付取締役】

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から必要に応じて、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

【取締役会の招集権者及び議長】

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

【取締役会の招集通知】

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

【取締役会の決議】

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

【取締役会の決議の省略】

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

【重要な業務執行の決定の委任】

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

【取締役会規程】

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

【取締役の報酬等】

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

【取締役の責任免除】

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

【監査等委員会の設置】

第31条 当社は、監査等委員会を置く。

【常勤監査等委員】

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

【監査等委員会の招集通知】

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

【監査等委員会の決議】

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

【監査等委員会規程】

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

【会計監査人の設置】

第36条 当社は、会計監査人を置く。

【会計監査人の選任】

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

【会計監査人の任期】

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

【会計監査人の報酬等】

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

【事業年度】

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【期末配当金】

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

【中間配当金】

第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

【除斥期間】

第43条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

附則

【監査役の実任免除に関する経過措置】

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第28回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第28回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項所定の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

以上